（民間活動支援企画官及び保護調査官）

第十四条　更生保護振興課に、民間活動支援企画官及び保護調査官それぞれ一人を置く。

２　民間活動支援企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　保護司に関する事務（大臣官房の所掌に属するものを除く。）のうち特定事項に係るものの企画及び調整に関すること。

二　更生保護に関する各種団体との連絡調整に関する事務のうち特定事項に係るものの企画及び調整に関すること。

３　［略］

（出入国在留監査指導室及び情報システム管理室）

第二十七条　総務課に、出入国在留監査指導室及び情報システム管理室を置く。

２　出入国在留監査指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　出入国在留管理庁の職員の職務執行における法令の遵守その他の職務遂行の適正を確保するための監察に関すること。

二　入国者収容所等視察委員会に関すること。

３　出入国在留監査指導室に、室長を置く。

４・５　［略］

第三十条　削除

（保護調査官）

第十四条　更生保護振興課に、保護調査官一人を置く。

［項を加える。］

２　［同上］

（情報システム管理室）

第二十七条　総務課に、情報システム管理室を置く。

［項を加える。］

［項を加える。］

２・３　［同上］

（警備調整官）

第三十条　警備課に、警備調整官一人を置く。

２　警備調整官は、命を受けて、警備課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調整に関する事務をつかさどる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○法務省令第十四号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十八条第四項、第十九条第二項及び第二十条第二項並びに法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十五条第三項の規定に基づき、法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

法務大臣　古川　禎久

法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局組織規則（平成十三年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

第一表

改正後	改正前
（支局の課）	（支局の課）
第四十八条　東京法務局八王子支局、同府中支局、横浜地方法務局川崎支局、同湘南支局、静岡地方法務局浜松支局、大阪法務局堺支局、同北大阪支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局に総務課及び戸籍課を置き、別表第二に掲げる支局に総務課を置く。	**第四十八条**　東京法務局八王子支局、同府中支局、横浜地方法務局川崎支局、同湘南支局、大阪法務局堺支局、同北大阪支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局に総務課及び戸籍課を置き、別表第二に掲げる支局に総務課を置く。
２　支局の総務課は、第十七条第一項第一号及び第三号並びに第二十条各号に掲げる事務並びに第四十六条第三項の規定により取り扱うことを命ぜられた事務（東京法務局八王子支局、同府中支局、横浜地方法務局川崎支局、同湘南支局、静岡地方法務局浜松支局、大阪法務局堺支局、同北大阪支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局においては、戸籍課の所掌に属する事務を除く。）をつかさどる。	２　支局の総務課は、第十七条第一項第一号及び第三号並びに第二十条各号に掲げる事務並びに第四十六条第三項の規定により取り扱うことを命ぜられた事務（東京法務局八王子支局、同府中支局、横浜地方法務局川崎支局、同湘南支局、大阪法務局堺支局、同北大阪支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局においては、戸籍課の所掌に属する事務を除く。）をつかさどる。